

いじめ等が疑われる事案の発生時における留意点等について

◆ いじめとは・・・(いじめ防止対策推進法より)

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◆ 神戸市いじめ指導三原則

するを許さず

いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。

されるを責めず

いじめられる子供にもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一層しなければならない。いじめはだれよりいじめる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰すことは断じてあってはならない

第三者なし

いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならない。

※ 神戸市のいじめ指導の指針となっている言葉であり、いじめ指導におけるポイントを端的に押さえたものとして、昭和57年から現在まで継承されている。

いじめ等が疑われる事案の発生時における留意点等について

◆ いじめの対応にあたって

- ・ 個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応をお願いします。
- ・ 被害を受けた生徒のケアを最優先に、保護者や生徒が在籍する中学校、教育委員会とも適切に連携しながら対応してください。

※ 情報共有していいのかも含め、事前に必ず保護者のご意向を確認のうえ、中学校等と連携をお願いします。

<いじめ対応にあたっての留意点等>

◆ 正確な情報の把握

- ・ 関係する生徒だけでなく、周囲の生徒への聴き取りも必ず行ってください。
- ・ 時間とともに記憶は薄れていくため、最初の聴き取りを丁寧に行ってください。

<把握すべき情報例>

- ・ 関係する児童生徒はだれなのか (関係生徒の確認)
- ・ どのような内容なのか。どのようなことを受けたのか (内容)
- ・ いじめの動機は何か (要因) ・ いじめのきっかけは何か (背景)
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか (期間)

◆ 聴き取りのポイント

- ・ 複数のスタッフ (2人か3人) で聴き取りを行ってください。
- ・ 関係生徒が複数いる場合は、個々に聴き取りを行ってください。
- ・ 聴き取る場所は配慮してください。
- ・ 聴き取りと指導は分けて実施してください。
- ・ 先入観を持たない聴き取りを行ってください。

◆ 生徒・保護者などへの対応

- ・ いじめられた生徒に対し、まずはつらい気持ちを受け入れ、話を聞いてください。
- ・ いじめた生徒に対し動機やきっかけ、生徒の背景にも目を向けて話を聞いてください。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、クラブ全体の問題としてとらえ、話を聞いてください。
- ・ いじめられた生徒・いじめた生徒の保護者に対し、その日のうちに正確な事実関係を伝えてください。